

地理情報システム（下水道情報管理）

データ更新委託契約(案)

特記仕様書

2024年9月

町田市下水道部

第1章 総 則

1.1 適用

この特記仕様書（以下「仕様書」という。）は町田市（代表者・町田市長 石坂丈一 以下「甲」という。）の運用としている「地理情報システム（下水道情報管理）」「以下「システム」という。」のデータ更新を行う「地理情報システム（下水道情報管理）データ更新委託契約」（以下本契約という。）に適用する。

甲及び受託者（以下「乙」という。）は契約条項及び本仕様書の規定に従って、誠実に契約を履行しなければならない。なお、本契約に定める甲乙間の報告、承認、提案、協議等は文書によって行うものとする。

1.2 本業務の目的

本業務（以下「業務」という。）の目的は、システムを円滑に稼働させ、下水道行政の効率化、サービス向上、市民の安全、快適等に資するために構築したシステムとして、「地理情報システム（下水道情報管理）データ更新指針」（以下「更新指針」という。）に基づいて町田市統合型GISが保有する共通基図データの必要な地物を背景として、下水道に関する情報のデータ更新及び機能の調整等を行う。

1.3 提出書類

乙は業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届 ②業務計画書
- ③ 業務責任者及び照査技術者通知書（経歴書及び資格証明書含む）
- ④ 情報セキュリティ及び品質の確保に係る登録証の写し
- ⑤ 完了届 ⑥実施工程表 ⑦検査願 ⑧納品書

1.4 情報セキュリティ及び品質の確保

乙は以下の資格の各基準規程に基づく管理を行うものとし、業務着手前に資格証の写しを甲に提出すること。

(1) 情報セキュリティ

- ・ JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）

1.5 配置技術者等の要件

乙は、本業務の特質を考慮し、下水道事業及び情報処理のそれぞれについて専門的知識と相応の経験を有する技術者を配置するものとする。業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

- (1) 自治体における地理情報システムに関連したデータ更新の経験を有する者を配置するものとする。また、GIS上級技術者または空間情報総括管理技術者の資格者を配置す

るものとする。

1.6 工程管理

乙は、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.7 疑義

本特記使用に定める事項について疑義が生じたときまたは、定めのない事項について甲と乙の協議により定めるものとする。協議により解決できない場合、甲の解釈または指示に従うものとする。

1.8 秘密の保持

乙は、契約の履行にともなって知り得た情報を甲の承認を得ずに他に利用、開示してはならない。このことは、契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。また、町田市個人情報保護条例及び添付の「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書（第 5.0 版）」を遵守しなければならない。

1.9 使用車両について

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 2 章 地理情報システム（下水道情報管理）データ更新

2 業務内容

本業務は、甲が貸与する共通基図データの必要な地物を背景として、「資料 1 町田市地理情報システム（下水道情報管理）地物定義書」（以下「地物定義書」という。）に記載されている必要な地物を竣工図等からデジタル化し、位置正確度及び論理的整合性の品質を確保してデータを作成するものとする。

2.1 準拠する法令等

本業務の履行にあたって、甲及び乙は、町田市公共測量作業共通仕様書、本契約に係る契約条項及び本仕様によるほか、以下の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (2) 下水道法施行令（昭和 34 政令第 147 号）
- (3) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き Ver5(令和 3 年)
- (4) 町田市下水道条例（平成 6 年町田市条例第 26 号）
- (5) 町田市下水道条例施行規則（平成 3 年町田市規則第 19 号）
- (6) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (7) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (8) 測量法施工規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- (11) 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 22 年 9 月 2 日 内閣官房地理空間情報活用推進会議）
- (12) その他関係法令及び関係図書等

2.2 計画準備

乙は、作業計画の立案・機器類の準備を行い、業務計画書を作成するものとする。作業計画の立案においては、内容や要望事項、作業方法など十分打合せを行い、甲の承諾を得て作業を実施するものとする。また、作業計画を変更しようとするときも同様とする。

2.3 協議・打合せ

乙は、甲と協議または打合せを行ったときは、その都度、議事録を作成し、甲の確認を受けるものとする。なお打合せは、初回・中間時・納品時の計 3 回を基本とするが、業務の進捗状況に応じて適宜行うものとする。

2.4 受入検査

乙は、地物定義書に基づき作成したデータの社内検査精製書、完了届、納品書とともにデータをそろえ、甲が定める受入検査仕様に基づく受入検査を受けなければならない。乙は、検査結果が要求する品質に満たない場合は、品質の定義に基づいて必要な修正を行い、要求品質に達するまでチェック、修正を行うものとする。また、機能調整についても、甲が定める受入検査仕様に基づく受入検査を受けなければならない。

2.5 瑕疵の修正

調達品の保証期間は納入後 12 か月として、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正するものとする。

2.6 損害賠償等

乙は、契約の履行にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為をおこなってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて乙の責において解決するものとし、発生事由及び処理結果を甲に報告するものとする。

2.7 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権・所有権は、受注者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て発注者に帰属するものとする。

2.8 貸与資料

甲は本契約を履行するために必要な以下の資料を乙に貸与するものとする。乙は、貸与された資料の重要性を認識し、取り扱い及び保管にあたっては、管理責任者を定めて従事者の管理を行わせるなどして、データの流出を防がなければならない。また、本契約の履行上必要であっても、甲の承諾なくして複製してはならない。なお、貸与した資料等は、作業終了後速やかに返却するものとする。

(指針および仕様書類)

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 町田市地理情報システム (下水道情報管理) 地物定義書 | 1 式 |
| (2) 町田市地理情報システム (下水道管理) データ更新指針 | 1 式 |
| (3) 製品仕様書 | 1 式 |
| (4) その他甲が必要と認める資料 | 1 式 |

(データファイルおよび原典図面)

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 共通地形図データ | 1 式 |
| (2) オルソ画像データ | 1 式 |
| (3) 町田市公共下水道工事竣工図 | 1 式 |
| (4) 既存下水道台帳データベース | 1 式 |
| (5) 筆界データ | 1 式 |
| (6) 家屋データ | 1 式 |
| (7) 住民基本台帳データ、供用開始区域データ | 1 式 |
| (8) その他甲が必要と認める資料 | 1 式 |

2.9 作業内容（データ整備）

本業務は共通基図データの必要な地物を背景として、当該年度内に施工及び改修された下水道施設について、竣工図、その他原典資料から位置正確度及び論理的整合性等の品質を確保してデジタル化を行い、システムに反映する作業である。但し、竣工図の誤りがあった場合は、不整合の内容を甲と協議しデータを作成するものとする。また、固定資産税の筆界データ、共通基図のオルソ画像等のデータ更新し、甲所有の「地理情報システム（下水道情報管理）」（以下、システムという）に反映するものとする。

2.10 作業範囲

本作業は町田市全域とする。（但し、管理区分上市域を越えるものも含む。）

2.11 作業概要

本業務の作業概要を以下に示す。

（データ整備数量）

データ更新 1式

(1)新規管きょデータ追加	約 18.0 km
(2)ますデータ追加	約 200 箇所
(3)既存データ編集	約 2,000 箇所
(4)筆界データ更新	1 式（年 1 回）
(5)家屋データ更新	1 式（年 1 回）
(6)共通地形図データ更新	1 式（3 年に 1 回）
(7)関連ファイルの登録	100 件/年
(8)台帳製本用 PDF 作成	1 式

※整備数量は年間数量より想定したもので確定数量ではない。

下水道管きょ、人孔、ます・取付管、オフセット値を各地物及び属性を竣工図等から背景との整合性を保ちながら作成し、入力すること。背景は共通地形図データ利用するものとし、共通地形図データ道路縁は地図レベル 1,000 で作成されているので、作成に当たっては 1/1,000 オルソ画像で点検すること。なお、竣工図の貸し出しは所定の手続きを持って可とする。

竣工図・ますデータ追加・既存データ編集は、月 2 回の頻度で各種資料の貸し出しを行う。資料貸し出しにあたっては、貸し出し明細を記載した借用書を取り交わすこと。更新されたデータは 2 ヶ月に 1 回の頻度で、システム及び、閲覧システム、バックアップシステムに反映する。この際データ点検表も合わせて提出するものとする。

データ整備で採用する座標系等は次に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系：世界測地系 2011
- (2) 投影法：平面直角座標系IX系
- (3) 垂直位置座標：東京湾平均海面を基準とする標高

2.12 データセットアップ

本業務で作成したデータを「地理情報システム（下水道情報管理）」へセットアップし、システムが適切に稼働するように動作確認を行わなければならない。動作確認の結果、不具合が発生した場合は、乙の責任において修正対応を行い、再セットアップを行うものとする。

3 品質管理

受注者は動作検証を行い、下水道施設データの品質に起因してシステム及び既システムデータに不具合が生じた場合は受注者の責任により修復するものとする。

4 データの数値化

数値編集は、編集装置を用いて、下水道台帳、竣工図等を原典資料として地物定義書の仕様に基づき以下のとおり数値編集を行う。但し、竣工図及び下水道台帳等に矛盾があった場合には品質検査対象からはずし、その内容を報告書とてまとめること。

4.1 新規データ入力

竣工図等の資料より、地物定義書に記載されている属性項目の入力を行う。また、関連ファイルがあれば登録を行う。

4.2 既存データ編集

貸与資料に基づき、変更箇所の該当属性の編集を行う。なお属性の変更に伴いシンボル、注記等が変更になる場合も併せて実施する。また、関連ファイルがあれば登録を行う。

4.3 データ点検編集

入力した全ての地物に対して、点検表を作成し入力資料との突き合わせを実施し、不具合を発見した場合は修正を行う。修正後は再度点検表を作成し同様の作業を行い、不具合がなくなるまで実施する。

4.4 筆界データ更新

最新の筆界データより、システムに取り込むこと。町丁目の変更に伴う、町丁目コードの追加が発生する場合は、システムの地番検索に関わる全ての機能で問題無く機能するように調整を行うこと。

4.5 家屋データ更新

最新の家屋データより、取り込む。照合できない家屋は甲と協議のうえ決定するものとする。

4.6 共通地形図データ更新

最新の共通地形図データより、取り込むこと。

4.7 下水道台帳製本用 PDF 作成

前年度の下水道製本台帳に書き込まれた、下水道地物の編集指示に従い、データの修正を行う。このときデータ修正前の製本台帳の変更のある図隔の PDF と、編集後のデータを PDF 化し比較出来るように A3 サイズで出力して修正内容がわかる点検表を作成し合わせて提出すること。また、全ての排水分区毎の全図隔を PDF 化しメディアに記録し提出すること。

4.8 成果品まとめ・反映

整備データのまとめや作業報告書等の作成及び庁内の各システムへの反映を行うこと。また、下水道台帳において施設を追加・訂正・削除等を行い、表示内容が変更されたところは詳細属性の出力を行い入力に用いた原点資料との突き合わせを行い点検表の作成し、図郭単位に PDF ファイルを作成すること。

5 成果品等

5.1 データ及び追加機能

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 整備データ及び追加機能を格納した電子媒体（正、副） | 1 式 |
| (2) 作業報告書（正、副） | 1 式 |
| (3) 議事録 | 1 式 |

5.2 納期及び納入場所

納期は 2026 年 3 月 31 日とし、納入場所は町田市下水道部下水道管理課とする。